○国土交通省令第三十五号

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十九条第三項、第四十六条第三項第二号イ及び第二十五項、第七十一条第一項第一号ホ及び第三項並びに第百三条第一項第一号ホ及び第三項の規定に基づき、都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令

都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務の基準） **第六条**　（略） 一　（略） 二　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。 イ　資金の貸付け　元利金の支払について劣後的内容を有する特約（資金の貸付け又は社債の取得（以下「資金の貸付け等」という。）を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、民間都市機構に優先して弁済を受けることができる権利を有する特約をいい、民間都市機構による資金の貸付け後に資金の貸付け等を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、当該権利を有することとなる特約を含む。第二十七条第二号イにおいて同じ。）が付され、かつ、担保が付されているもの（前条に掲げる方法により支援する場合にあっては、民間都市機構の求めに応じ担保を付することが約されているものを含む。）であること。 ロ　社債の取得　元利金の支払について劣後的内容を有する特約（資金の貸付け等を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、民間都市機構に優先して弁済を受けることができる権利を有する特約をいい、民間都市機構による社債の取得後に資金の貸付け等を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、当該権利を有することとなる特約を含む。第二十六条第一号及び第二号、第二十七条第二号ロ並びに第四十六条の二において同じ。）が付された社債を取得するものであること。 三～五　（略） （滞在快適性等向上施設等） **第十一条の二**　法第四十六条第三項第二号イの国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。 一～七　（略） 八　電源設備その他これに類するもの 九　給排水設備その他これに類するもの 十　冷暖房設備その他これに類するもの	（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務の基準） **第六条**　（略） 一　（略） 二　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。 イ　資金の貸付け　元利金の支払について劣後的内容を有する特約（資金の貸付け又は社債の取得（以下「資金の貸付け等」という。）を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、民間都市機構に優先して弁済を受けることができる権利を有する特約をいい、民間都市機構による資金の貸付け後に資金の貸付け等を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、当該権利を有することとなる特約を含む。第二十七条第二号イにおいて同じ。）が付され、かつ、担保が付されているもの（前条に掲げる方法により支援する場合にあっては、民間都市機構の求めに応じ担保を付することが約されているものを含む。）であること。 ロ　社債の取得　元利金の支払について劣後的内容を有する特約（資金の貸付け等を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、民間都市機構に優先して弁済を受けることができる権利を有する特約をいい、民間都市機構による社債の取得後に資金の貸付け等を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、当該権利を有することとなる特約を含む。第二十七条第二号ロにおいて同じ。）が付された社債を取得するものであること。 三～五　（略） （滞在快適性等向上施設等） **第十一条の二**　法第四十六条第三項第二号イの国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。 一～七　（略） （新設） （新設） （新設）